

令和5年度東条川二期農業水利事業
1号幹線水路改修（その2）工事

特 別 仕 様 書

近畿農政局
東条川二期農業水利事業所

項 目	内 容	備考				
第1章 総則	令和5年度 東条川二期農業水利事業 1号幹線水路改修（その2）工事（以下「本工事」という。）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局土木工事共通事項書」（https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html）に基づいて実施する。 なお、共通仕様書及び共通事項書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。					
第2章 工事内容						
1. 目的	本工事は、国営東条川二期土地改良事業計画に基づき、1号幹線水路2号水路橋の耐震対策を行うものである。					
2. 工事場所	兵庫県加東市天神及び荷鹿谷地内					
3. 工事概要	本工事の概要は次のとおりである。 （1）1号幹線水路2号水路橋 施設概要 3径間連続RCT桁橋 橋長 44.75m 支間長 13.40m、17.20m、13.40m No. 101+11.480～No. 103+16.230 1）基礎杭工（ST マイクロパイル工法） 24本（P1橋脚：10本、P2橋脚：14本） 2）耐震補強工 <table><tr><td>橋脚耐震補強工</td><td>2基（P1橋脚、P2橋脚）</td></tr><tr><td>橋台耐震補強工</td><td>2基（A1橋台、A2橋台）</td></tr></table> 3）仮設工 1式	橋脚耐震補強工	2基（P1橋脚、P2橋脚）	橋台耐震補強工	2基（A1橋台、A2橋台）	
橋脚耐震補強工	2基（P1橋脚、P2橋脚）					
橋台耐震補強工	2基（A1橋台、A2橋台）					
4. 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。					
5. 工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。 余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 工期：令和6年9月2日から令和7年3月20日まで （余裕期間：契約締結の日から令和6年9月1日まで） ※契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。 なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。 また、工事実績情報システム（コリンズ）に登録する技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。					
第3章 施工条件						
1. 工事期間中の休業日	工事期間中の休業日としては、雨天・休日等、月当たり12日を見込んでいる。 なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇を含んでいる。					
2. 工程制限	2号水路橋は天神大池内に位置しており、令和6年10月中旬以降（ため池落水後）でなければ工事を実施できない。ただし、農作業の状況次第で前後する場合がある。また、詳細な日程は別途監督職員から通知する。					
3. 寒中コンクリート	1）本工事におけるコンクリート工事で冬期期間に施工するものに当たっては、気象の変動を的確に把握し、共通仕様書第1編3-10-2に規定する「寒中コンクリート」としての施工を行わなければならない。					

項 目	内 容	備考																		
	2) 発注者が想定している寒中コンクリートの施工期間は、令和6年12月31日～令和7年2月18日である。 3) 受注者は、寒中コンクリートの養生方法、その他の施工方法について、共通仕様書第1編1-1-5に基づき作成する施工計画書に記載しなければならない。																			
第4章 現場条件																				
1. 土質及び地質	本工事の施工場所の地質は、改良土、砂質土及び粘質土を想定している。																			
2. 第三者に対する措置																				
(1) 騒音、振動対策	騒音、振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。構造物の取壊しは、低騒音・低振動の機種を使用するものとし、振動騒音対策として次の施工を行うものとする。 2号水路橋進入路に接続する里道（加東市道）は、墓地及び寺社に隣接しており、通行にあたっては最徐行を行うこととする。 なお、第三者との協議において防音壁の設置等、対策を講じる必要がある場合には、本工事に騒音、振動調査を変更追加することがある。																			
(2) 保安対策	1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習又は、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。 2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は監督職員と協議するものとする。 <table><tr><th>配置場所</th><th>交通誘導警備員</th><th>編成</th><th>昼夜別</th><th>交代要員の有無</th><th>備考</th></tr><tr><td>県道75号～ 加東市道東条廻濠線</td><td>1人/日</td><td>1名</td><td>昼間</td><td>無</td><td>工事資材・搬入土等搬入搬出時</td></tr><tr><td>加東市道東条廻濠線 ～2号水路橋進入路</td><td>1人/日</td><td>1名</td><td>昼間</td><td>無</td><td>工事資材・搬入土等搬入搬出時</td></tr></table>	配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無	備考	県道75号～ 加東市道東条廻濠線	1人/日	1名	昼間	無	工事資材・搬入土等搬入搬出時	加東市道東条廻濠線 ～2号水路橋進入路	1人/日	1名	昼間	無	工事資材・搬入土等搬入搬出時	
配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無	備考															
県道75号～ 加東市道東条廻濠線	1人/日	1名	昼間	無	工事資材・搬入土等搬入搬出時															
加東市道東条廻濠線 ～2号水路橋進入路	1人/日	1名	昼間	無	工事資材・搬入土等搬入搬出時															
(3) 現場内への立ち入り制限等	安全のため第三者の現場内への立ち入りを制限するとともに、必要な箇所には安全施設を設置するものとする。																			
(4) 交通対策	1) 工事施工、資材搬入等で使用される道路等については、一般交通の通行に支障をきたさぬよう工事用車両の運行には十分な注意を払わなければならない。また、工事用車両は、工事区域内外の運行に際し制限速度等を遵守しなければならない。 2) 工事用車両は主要資材の搬入搬出及び残土運搬時等において、車両からの流出、飛散を防止しなければならない。 3) 工事用車両の運行に伴い、一般道路等が損傷し道路管理者から修復等を求められた場合には、その補修工事を指示することがある。このため、頻繁に工事用車両の通行する工事現場周辺の一般道路等は、事前にその路面状況等を記録しておかなければならない。なお、受注者の責で道路を損傷した場合は現況復旧を行うこととする。 ただし、善良な使用にもかかわらず路面等の補修が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。																			
(5) 防塵対策	防塵対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。なお、現地状況等により、対策が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。																			

項 目	内 容	備考																															
(6) 境界対策	本工事周辺の道路、水路等と隣接する箇所は、既存施設に損害を与えないように十分に注意するとともに、隣接地権者及び関係者とトラブルが生じないよう、十分留意して施工するものとする。 なお、受注者の責によるトラブルが生じた場合は、受注者の責任において処理しなければならない。																																
(7) 営農対策	工事の施工にあたり、隣接農地における営農及び営農車両の通行に配慮しなければならない。																																
(8) 上水対策	1号幹線水路では上水及びかんがい用水のために常時通水しており、水路内の利用に配慮しなければならない。なお、本工事の対象は橋脚及び橋台のため、水路内での作業は予定していない。																																
第5章 指定仮設																																	
1. 資材仮置場等	1) 受注者は、別添図面に示す仮設ヤードにおいて、資材仮置場を設置するものとする。 2) 資材仮置場の設置撤去に当たり、受注者の責に起因する既設構造物の沈下、破損等が生じた場合は、受注者の責により原形復旧を行うものとする。また、工事期間中、資材仮置場等について、受注者が適正な管理を行うものとする。 3) 受注者は、図面に基づき、仮設ヤード等を整備しなくてはならない。また、工事期間中の補修、維持管理及び工事完了後の撤去は、受注者の責任において実施しなくてはならない。 4) 工事用地、工事用道路等について、工事期間中の補修、維持管理は受注者の責任において実施しなければならない。 5) 橋脚耐震工に伴う施工ヤードは仮設図に示す範囲を想定しているが、現場条件から施工ヤードを変更する必要がある場合は監督職員と協議するものとする。なお、セメント系固化材を使用する場合は、六価クロム溶出試験を実施するものとする。																																
2. 用水供給対応	1) 本工事施工期間中、別業務で実施予定の2号幹線水路調査に伴う幹線水路の通水停止に伴い、加東市上水の原水を安政池から県営嬉野線水路へ揚水するものとする。 安政池：兵庫県加東市松沢 2) 用水供給期間は、令和6年10月1日～令和6年10月30日までを予定しているが、2号幹線水路の調査状況等により変更する場合がある。 3) 現場条件 ①用水補給に使用する電気設備は、特別仕様書第8章による。 ②受注者は、本工事の実施にあたって、上水供給事業者である加東市浄水場など関係機関との調整行為が発生した場合、監督職員と協議するものとする。 ③用水供給に伴う設備は設計図面の配置を想定している。 4) 本工事で実施する用水補給は下記により行うものとする。 ①揚水するために必要な設備、資材は下記のとおり想定している。また、支給品として特別仕様書第7章の資材を利用することができる。なお、接続材について不足する場合は、監督職員と協議するものとする。 <table><tr><th>種別・規格</th><th>数量</th><th>備考</th></tr><tr><td>引込開閉器盤</td><td>1面</td><td>リース品</td></tr><tr><td>引込柱</td><td>1本</td><td>同上</td></tr><tr><td>引き込み線(600Vキャブタイプケーブル)</td><td>65m</td><td>同上</td></tr><tr><td>ポンプ分電盤</td><td>2面</td><td>同上</td></tr><tr><td>水中ポンプ（φ200, 15kw, 揚程 15m, フロート付き）</td><td>1台</td><td>同上</td></tr><tr><td>水中ポンプ（φ100, 5.5kw, 揚程 15m, フロート付き）</td><td>1台</td><td>同上</td></tr></table> ②用水補給の水位条件及び使用ポンプは下記のとおり想定している。 <table><tr><th>項 目</th><th>安政池水位</th><th>使用ポンプ</th><th>共用期間</th></tr><tr><td>常時満水位</td><td>WL. 105.80m</td><td rowspan="2">φ200, 15kw, 揚程 15m φ100, 5.5kw, 揚程 15m</td><td rowspan="2">R6.10.1～ R6.10.30</td></tr><tr><td>取水最低水位</td><td>WL. 95.00m</td></tr></table> 5) 本工事で実施する用水送水量は、0.1m ³ /s程度を想定したポンプ設置計画としているが、水量の	種別・規格	数量	備考	引込開閉器盤	1面	リース品	引込柱	1本	同上	引き込み線(600Vキャブタイプケーブル)	65m	同上	ポンプ分電盤	2面	同上	水中ポンプ（φ200, 15kw, 揚程 15m, フロート付き）	1台	同上	水中ポンプ（φ100, 5.5kw, 揚程 15m, フロート付き）	1台	同上	項 目	安政池水位	使用ポンプ	共用期間	常時満水位	WL. 105.80m	φ200, 15kw, 揚程 15m φ100, 5.5kw, 揚程 15m	R6.10.1～ R6.10.30	取水最低水位	WL. 95.00m	
種別・規格	数量	備考																															
引込開閉器盤	1面	リース品																															
引込柱	1本	同上																															
引き込み線(600Vキャブタイプケーブル)	65m	同上																															
ポンプ分電盤	2面	同上																															
水中ポンプ（φ200, 15kw, 揚程 15m, フロート付き）	1台	同上																															
水中ポンプ（φ100, 5.5kw, 揚程 15m, フロート付き）	1台	同上																															
項 目	安政池水位	使用ポンプ	共用期間																														
常時満水位	WL. 105.80m	φ200, 15kw, 揚程 15m φ100, 5.5kw, 揚程 15m	R6.10.1～ R6.10.30																														
取水最低水位	WL. 95.00m																																

項 目	内 容	備考																								
	調整方法、管理方法については、以下のとおり実施することを想定している。 ①県営嬉野線水路の流末のため池の貯水状況等により、監督職員から指示を受けてポンプの運転管理を行うこととする。 ②ポンプの運転、停止指示は、平日の8:30～17:15に実施を指示する予定であり、概ね1時間以内に対応できる体制とする。なお、用水供給対応期間中は運転管理を2回/日（朝・夕）行うものとする。 ③配水設備の配管等は善良な管理の元、使用するものとし、設備に異常等が発見された場合は監督職員に報告するものとする。 ④故障等によりポンプが停止した場合、2日以内に代替ポンプを手配し復旧するものとする。 なお、代替ポンプは支給するキャブタイヤーケーブルにより、水切り加工を行っておくこと。																									
第6章 工事用地等																										
1. 発注者が確保している用地	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地(以下「工事用地」という。)は図面のとおりである。 仮設ヤード及び仮設進入路の借地契約については、現在地権者と協議中であり、令和6年9月に契約成立見込みである。																									
2. 工事用地等の使用及び返還	発注者が確保を予定している工事用地等については、工事施工に先立ち、監督員立会いのうえ、用地境界及び使用条件を確認しなければならない。 また、工事完了後土地の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、発注者、受注者及び関係地権者立会いのもとに承諾を得たうえ返還するものとする。																									
3. 受注者の裁量による工事用地等	発注者が確保している工事用地以外の用地を受注者の裁量で確保する場合は、受注者の責任において処理するものとする。																									
第7章 支給材料																										
1. 支給材料	支給可能な資材は次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別・規格</th><th>数量</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>キャブタイヤーケーブル 600V 22mm²</td><td>39m×1本</td><td></td></tr> <tr> <td>キャブタイヤーケーブル 600V 22mm²</td><td>23m×1本</td><td></td></tr> <tr> <td>キャブタイヤーケーブル 600V 3.5mm²</td><td>28m×1本</td><td></td></tr> <tr> <td>サクシオンホース (φ200)</td><td>45m</td><td></td></tr> <tr> <td>サクシオンホース (φ100)</td><td>50m</td><td></td></tr> <tr> <td>塵芥防護 (オイルフェンス φ100)</td><td>20m×2本</td><td></td></tr> <tr> <td>サクシオンホース接続材</td><td>1式</td><td></td></tr> </tbody> </table>	種別・規格	数量	備考	キャブタイヤーケーブル 600V 22mm ²	39m×1本		キャブタイヤーケーブル 600V 22mm ²	23m×1本		キャブタイヤーケーブル 600V 3.5mm ²	28m×1本		サクシオンホース (φ200)	45m		サクシオンホース (φ100)	50m		塵芥防護 (オイルフェンス φ100)	20m×2本		サクシオンホース接続材	1式		
種別・規格	数量	備考																								
キャブタイヤーケーブル 600V 22mm ²	39m×1本																									
キャブタイヤーケーブル 600V 22mm ²	23m×1本																									
キャブタイヤーケーブル 600V 3.5mm ²	28m×1本																									
サクシオンホース (φ200)	45m																									
サクシオンホース (φ100)	50m																									
塵芥防護 (オイルフェンス φ100)	20m×2本																									
サクシオンホース接続材	1式																									
2. 引渡方法等	支給材料の引渡し場所は、安政池（兵庫県加東市松沢）地内及び東条川二期農業水利事業所とし、引渡し時期は監督職員と打合せの上、決定する。 引き渡し場所から施工箇所までの運搬は、受注者の責任において行うものとする。 支給品撤去後は、引き渡し場所に運搬し、監督職員の立ち合いを受けるものとする。																									
第8章 工事用電力	本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備及び負担しなければならない。																									
第9章 工事用材料																										
1. 規格及び品質	本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。 1) 砕石材等 クラッシュラン(C-40) JIS A 5001 2) コンクリート コンクリートはJIS A 5308 レディーミクストコンクリートとし種類は次のとおりとする。																									

項 目	内 容	備考																																																						
2. 見本又は資料 提出	<table><tr><th>種 類</th><th>呼び強度 (N/mm2)</th><th>スランプ (cm)</th><th>粗骨材の 最大寸法 (mm)</th><th>水セメン ト比 W/C(%)</th><th>セメント の種類に よる記号</th><th>使用目的</th></tr><tr><td>無筋コンクリート</td><td>18</td><td>8</td><td>25 (20)</td><td>65 以下</td><td>BB</td><td>均しコンクリート</td></tr><tr><td>鉄筋コンクリート</td><td>24</td><td>12</td><td>25 (20)</td><td>55 以下</td><td>BB</td><td>水路橋耐震補強</td></tr></table> ※粗骨材最大寸法 25mm は、地域的に骨材の入手が困難な場合 20mm の使用を可能とする。 3) 鋼材 鉄筋コンクリート用棒鋼 SD345 JIS G 3112 小口径鋼管 STK540 φ267.4mm JIS G 3444 4) 断面修復材 (ポリマーセメントモルタル) <table><tr><th>品質項目</th><th>照査方法</th><th>品質規格値</th></tr><tr><td>付着強さ</td><td>JSCE-K 561 (乾湿・温冷繰返し回数は10サイクル)</td><td>標準条件、多湿条件、低温条件： 1.5N/mm2以上 水中条件、乾湿繰返し条件、 温冷繰返し条件：1.0N/mm2 以上</td></tr><tr><td>圧縮強度試験</td><td>JSCE-K 561 (28 日養生)</td><td>21.0N/mm2 以上</td></tr><tr><td>長さ変化率</td><td>JIS A 1129</td><td>0.05%以下</td></tr><tr><td>中性化速度</td><td>JIS A 1153 (4 週間)</td><td>中性化深さ 5 mm以下 (中性化速度係数 18 mm√年以下)</td></tr></table> 照査方法の詳細は農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【開水路編】による。 5) その他 緩衝材 クロロプレンゴム(硬度 55±5) エポキシ樹脂 (アンカーボルト充填材) 接着強さ 10N/mm2 JIS K 6850 受注者は、設計図書に木材の使用について指定されている場合にはこれに従うものとし、任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。 主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。 なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。 <table><tr><th>材 料 名</th><th>提 出 物</th></tr><tr><td>コンクリート</td><td>配合成績書、配合表</td></tr><tr><td>石材及び骨材</td><td>試験成績表</td></tr><tr><td>断面修復材</td><td>カタログ、試験成績書</td></tr><tr><td>鋼材</td><td>カタログ、試験成績書、ミルシート</td></tr><tr><td>セメント</td><td>カタログ、試験成績書</td></tr><tr><td>緩衝ゴム</td><td>カタログ、試験成績書</td></tr><tr><td>接着剤</td><td>カタログ、試験成績書</td></tr><tr><td>その他主要材料</td><td>カタログ又は試験成績書等</td></tr></table>	種 類	呼び強度 (N/mm2)	スランプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメン ト比 W/C(%)	セメント の種類に よる記号	使用目的	無筋コンクリート	18	8	25 (20)	65 以下	BB	均しコンクリート	鉄筋コンクリート	24	12	25 (20)	55 以下	BB	水路橋耐震補強	品質項目	照査方法	品質規格値	付着強さ	JSCE-K 561 (乾湿・温冷繰返し回数は10サイクル)	標準条件、多湿条件、低温条件： 1.5N/mm2以上 水中条件、乾湿繰返し条件、 温冷繰返し条件：1.0N/mm2 以上	圧縮強度試験	JSCE-K 561 (28 日養生)	21.0N/mm2 以上	長さ変化率	JIS A 1129	0.05%以下	中性化速度	JIS A 1153 (4 週間)	中性化深さ 5 mm以下 (中性化速度係数 18 mm√年以下)	材 料 名	提 出 物	コンクリート	配合成績書、配合表	石材及び骨材	試験成績表	断面修復材	カタログ、試験成績書	鋼材	カタログ、試験成績書、ミルシート	セメント	カタログ、試験成績書	緩衝ゴム	カタログ、試験成績書	接着剤	カタログ、試験成績書	その他主要材料	カタログ又は試験成績書等	
	種 類	呼び強度 (N/mm2)	スランプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメン ト比 W/C(%)	セメント の種類に よる記号	使用目的																																																	
	無筋コンクリート	18	8	25 (20)	65 以下	BB	均しコンクリート																																																	
	鉄筋コンクリート	24	12	25 (20)	55 以下	BB	水路橋耐震補強																																																	
	品質項目	照査方法	品質規格値																																																					
	付着強さ	JSCE-K 561 (乾湿・温冷繰返し回数は10サイクル)	標準条件、多湿条件、低温条件： 1.5N/mm2以上 水中条件、乾湿繰返し条件、 温冷繰返し条件：1.0N/mm2 以上																																																					
	圧縮強度試験	JSCE-K 561 (28 日養生)	21.0N/mm2 以上																																																					
	長さ変化率	JIS A 1129	0.05%以下																																																					
	中性化速度	JIS A 1153 (4 週間)	中性化深さ 5 mm以下 (中性化速度係数 18 mm√年以下)																																																					
	材 料 名	提 出 物																																																						
コンクリート	配合成績書、配合表																																																							
石材及び骨材	試験成績表																																																							
断面修復材	カタログ、試験成績書																																																							
鋼材	カタログ、試験成績書、ミルシート																																																							
セメント	カタログ、試験成績書																																																							
緩衝ゴム	カタログ、試験成績書																																																							
接着剤	カタログ、試験成績書																																																							
その他主要材料	カタログ又は試験成績書等																																																							

項 目	内 容	備考																																	
3. 監督職員の検査又は試験	次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。 <table><tr><th>材料名</th><th>検査・試験項目</th><th>備考</th></tr><tr><td>生コンクリート</td><td>スランプ、空気量、塩化物含有量</td><td>構造物打設前(1回)</td></tr><tr><td>断面修復材</td><td>空袋数量</td><td>施工完了後に空袋確認</td></tr><tr><td>アンカーボルト</td><td>外観・寸法</td><td>搬入時 抽出検査</td></tr><tr><td>鋼材</td><td>外観・寸法</td><td>搬入時 抽出検査</td></tr><tr><td>セメント</td><td>空袋数量</td><td>施工完了後に空袋確認</td></tr><tr><td>緩衝ゴム</td><td>外観・寸法</td><td>搬入時 抽出試験</td></tr><tr><td>接着剤</td><td>空缶数量</td><td>施工完了後に空缶確認</td></tr><tr><td>その他主要材料</td><td>外観・寸法</td><td>搬入時 抽出検査</td></tr></table>	材料名	検査・試験項目	備考	生コンクリート	スランプ、空気量、塩化物含有量	構造物打設前(1回)	断面修復材	空袋数量	施工完了後に空袋確認	アンカーボルト	外観・寸法	搬入時 抽出検査	鋼材	外観・寸法	搬入時 抽出検査	セメント	空袋数量	施工完了後に空袋確認	緩衝ゴム	外観・寸法	搬入時 抽出試験	接着剤	空缶数量	施工完了後に空缶確認	その他主要材料	外観・寸法	搬入時 抽出検査							
材料名	検査・試験項目	備考																																	
生コンクリート	スランプ、空気量、塩化物含有量	構造物打設前(1回)																																	
断面修復材	空袋数量	施工完了後に空袋確認																																	
アンカーボルト	外観・寸法	搬入時 抽出検査																																	
鋼材	外観・寸法	搬入時 抽出検査																																	
セメント	空袋数量	施工完了後に空袋確認																																	
緩衝ゴム	外観・寸法	搬入時 抽出試験																																	
接着剤	空缶数量	施工完了後に空缶確認																																	
その他主要材料	外観・寸法	搬入時 抽出検査																																	
第10章 施工																																			
1. 一般事項																																			
(1) 水準点等	本工事の水準点及び基準点は、図面に示すとおりである。																																		
(2) 検測又は確認(施工段階確認)	1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。 2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。 <table><tr><th>工 種</th><th>確認内容</th><th>確認時期</th><th>遠隔確認</th><th>備考</th></tr><tr><td>掘削</td><td>床付け状況、基準高</td><td>初期床付け完了段階</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">鉄筋組立</td><td>かぶり、中心間隔</td><td>フーチング部、柱部、梁部の初期施工段階で各1箇所</td><td></td><td></td></tr><tr><td>鉄筋アンカー削孔長、定着長</td><td>初期施工完了時</td><td></td><td></td></tr><tr><td>鉄筋アンカー引張試験</td><td>初期施工段階で1箇所</td><td></td><td></td></tr><tr><td>削孔工</td><td>削孔位置、削孔角度、排土確認</td><td>初期施工段階で1箇所</td><td></td><td></td></tr><tr><td>基礎杭</td><td>杭位置、杭角度、杭天端高</td><td>初期施工段階で1箇所</td><td></td><td></td></tr></table>	工 種	確認内容	確認時期	遠隔確認	備考	掘削	床付け状況、基準高	初期床付け完了段階			鉄筋組立	かぶり、中心間隔	フーチング部、柱部、梁部の初期施工段階で各1箇所			鉄筋アンカー削孔長、定着長	初期施工完了時			鉄筋アンカー引張試験	初期施工段階で1箇所			削孔工	削孔位置、削孔角度、排土確認	初期施工段階で1箇所			基礎杭	杭位置、杭角度、杭天端高	初期施工段階で1箇所			
工 種	確認内容	確認時期	遠隔確認	備考																															
掘削	床付け状況、基準高	初期床付け完了段階																																	
鉄筋組立	かぶり、中心間隔	フーチング部、柱部、梁部の初期施工段階で各1箇所																																	
	鉄筋アンカー削孔長、定着長	初期施工完了時																																	
	鉄筋アンカー引張試験	初期施工段階で1箇所																																	
削孔工	削孔位置、削孔角度、排土確認	初期施工段階で1箇所																																	
基礎杭	杭位置、杭角度、杭天端高	初期施工段階で1箇所																																	
(3) 中間技術検査	1) 発注者から監督職員を通じて、中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。 2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。 3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命じられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。 4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。 5) 中間技術検査又は修補に要する費用は、受注者の負担とする。																																		
(4) 設計図書等の充足	本仕様書及び設計図書等に明記なき事項であっても、構造上及び機能上当然具備すべきものについては、監督職員に報告しこれを充足するものとする。																																		
2. 建設資材廃棄	1) 建設資材廃棄物等の搬出																																		

項 目	内 容	備考																									
物等の搬出	本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 <table><tr><th>建設資材廃棄物</th><th>処理施設名</th><th>住 所</th><th>受入時間</th><th>事業区分</th></tr><tr><td>コンクリート殻（無筋）</td><td>大林道路(株)</td><td>加東市天神字北山 1228 番地 39</td><td>8:00～ 17:00</td><td>再資源化施設</td></tr><tr><td>廃プラスチック類 （耐候性大型土のう袋）</td><td>(株)環境保全センター</td><td>神戸市西区神井町東字 座頭谷 1227-1</td><td>8:30～ 16:30</td><td>再資源化施設</td></tr><tr><td>建設発生土 （砂質土・礫質土）</td><td>ハットリ(株)</td><td>加東市平木字御獄 1310-1</td><td>8:30～ 16:30</td><td>再資源化施設</td></tr><tr><td>木くず（枝葉）</td><td>(株)新宮クリー ンランド</td><td>姫路市別所町佐土奥関 切谷 1304 番地</td><td>8:30～ 17:00</td><td>再資源化施設</td></tr></table>	建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分	コンクリート殻（無筋）	大林道路(株)	加東市天神字北山 1228 番地 39	8:00～ 17:00	再資源化施設	廃プラスチック類 （耐候性大型土のう袋）	(株)環境保全センター	神戸市西区神井町東字 座頭谷 1227-1	8:30～ 16:30	再資源化施設	建設発生土 （砂質土・礫質土）	ハットリ(株)	加東市平木字御獄 1310-1	8:30～ 16:30	再資源化施設	木くず（枝葉）	(株)新宮クリー ンランド	姫路市別所町佐土奥関 切谷 1304 番地	8:30～ 17:00	再資源化施設	
建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分																							
コンクリート殻（無筋）	大林道路(株)	加東市天神字北山 1228 番地 39	8:00～ 17:00	再資源化施設																							
廃プラスチック類 （耐候性大型土のう袋）	(株)環境保全センター	神戸市西区神井町東字 座頭谷 1227-1	8:30～ 16:30	再資源化施設																							
建設発生土 （砂質土・礫質土）	ハットリ(株)	加東市平木字御獄 1310-1	8:30～ 16:30	再資源化施設																							
木くず（枝葉）	(株)新宮クリー ンランド	姫路市別所町佐土奥関 切谷 1304 番地	8:30～ 17:00	再資源化施設																							
3. 特定建設資材 の分別解体等	本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。 <table><tr><th>工 程</th><th>作 業 内 容</th><th>分別解体等の方法</th></tr><tr><td>①仮設</td><td>仮設工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>②土工</td><td>土工 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>③基礎</td><td>基礎工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>④本体構造</td><td>本体構造の工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑤本体付属品</td><td>本体付属品の工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑥その他</td><td>その他の工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □作業・機械作業の併用</td></tr></table>	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	②土工	土工 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	③基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	⑥その他	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □作業・機械作業の併用					
工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法																									
①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																									
②土工	土工 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																									
③基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																									
④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																									
⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																									
⑥その他	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □作業・機械作業の併用																									
4. 準備工	施工範囲の伐採について、施工前に伐採範囲について監督職員と立会し伐採範囲を確認するものとする。 伐開区分は伐開Ⅰとし、伐開範囲は図面に示す範囲とする。																										
5. 基礎杭工	1) 基礎杭は、STマイクロパイル工による施工を想定している。施工及び品質管理については、STマイクロパイル工法タイプⅠ設計・施工マニュアルを準用するものとする。 2) グラウトの注入は鋼管内に注入用パッカーを挿入した加圧注入方式とする。 グラウト（セメントミルク） 1m3当たりの標準配合（配合は参考） <table><tr><th>設計基準強度 σ 28 (N/mm2)</th><th>水セメント比 W/C (%)</th><th>セメント C (kg)</th><th>水 W (kg)</th><th>混和剤 (kg)</th></tr><tr><td>30</td><td>50</td><td>1, 230</td><td>596. 55</td><td>18. 45</td></tr></table>	設計基準強度 σ 28 (N/mm2)	水セメント比 W/C (%)	セメント C (kg)	水 W (kg)	混和剤 (kg)	30	50	1, 230	596. 55	18. 45																
設計基準強度 σ 28 (N/mm2)	水セメント比 W/C (%)	セメント C (kg)	水 W (kg)	混和剤 (kg)																							
30	50	1, 230	596. 55	18. 45																							
6. 耐震補強工	1) 施工に先立ち、既設構造物の寸法確認、鉄筋探査を実施し、アンカーの設置位置確認を行い、監督職員に報告を行うものとする。なお、アンカー削孔位置の変更が必要な場合は、監督職員と協議を行うものとする。 2) コンクリート打設に先立ち、断面修復箇所のはつり作業のほか、既設構造物の下地処理としてチップング処理を行うものとする。 3) 既設コンクリートと新設コンクリートの打ち継ぎ目は雨水が浸透しないようにシーリング処理等を行うものとする。 4) 既設構造物の寸法から変位制限構造の遊間量が設計値以上となることが想定される場合は、監督職員と協議するものとする。 5) 生コンクリート打設後のシュート等の洗浄は、現場内で行わせるものとする。なお、発生する廃棄物は、ピットやベッセル等を設置し、受注者の責において処理するものとする。																										

項 目	内 容	備考																																				
7. 補修工																																						
(1) 一般事項	補修工の施工に当たっては、「農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル」に記載の施工方法を参考に施工を行うものとする。																																					
(2) 補修範囲の確認	補修範囲は下地処理完了後、発注者が示す補修位置図により、各補修の位置及び確認を確認する。補修位置図に記載のない、ひび割れ、浸入水、剥落等の劣化が確認された場合には、補修位置図に追補するとともに、写真等を記録するものとする。また、併せて、監督職員立会の上、補修の対象とするか否かについて協議するものとする。																																					
(3) 断面修復工	1) 鉄筋露出箇所は、鉄筋背面まで既設コンクリートをはつり、ワイヤブラシ等で入念に錆落しを行った上で清掃し、鉄筋に防錆剤を塗布するものとする。なお、内部鉄筋の腐食がある場合は、劣化部の範囲よりも多少広めにはつり施工を行うものとする。 2) 断面修復面は金ゴテ等により平滑に仕上げるものとし、修復厚さが3cm 以上の場合は、1層仕上がり厚さ3cm 以内で複数層に分けて施工するものとする。また、使用する修復材に適合するプライマーを塗布するものとする。 3) 日平均気温が4℃以下になることが予想される場合は、事前に養生方法等について監督職員の承諾を得るものとする。																																					
第11章 施工管理																																						
1. 主任技術者等の資格	主任技術者等の資格は、入札説明書によるものとする。																																					
2. 施工管理																																						
(1) 工程管理	受注者は工事施工中において、計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに対策案を速やかに監督職員へ報告しなければならない。																																					
(2) 施工管理の追加項目	1) 耐震補強工、基礎杭工、補修工 施工管理に定めのない追加項目とその管理基準等は、次によらなければならない。 ①出来形管理																																					
	<table><tr><th>工種</th><th>項目</th><th>管理基準値及び規格値</th><th>測定基準</th></tr><tr><td rowspan="2">耐震補強工</td><td>鉄筋アンカー一定着長</td><td>－20mm 以内かつ －1D以内</td><td>全数測定 D：アンカーボルト径(mm)</td></tr><tr><td>鉄筋アンカー引張試験</td><td>D16：45.67KN 以上 D19：65.89KN 以上 D22：89.03KN 以上 D25：116.54KN 以上 D32：182.66KN 以上</td><td>各構造物毎、各径毎に3本を実施する。 D：アンカーボルト径 (mm)</td></tr><tr><td rowspan="7">基礎杭工</td><td rowspan="4">削孔工</td><td>削孔位置の偏心量</td><td>鋼管外径の 1/4 かつ 100mm 以内</td><td>据付時 全数測定</td></tr><tr><td>削孔角度</td><td>± 1 度以内</td><td>削孔開始時、削孔中に随時 全数測定</td></tr><tr><td>削孔深度</td><td>設計削孔長以上</td><td>削孔完了時、全数測定</td></tr><tr><td>土質</td><td>－</td><td>各削孔箇所、排土目視確認</td></tr><tr><td>鋼管接続</td><td>継手締付度</td><td>継ぎ手部分で応力が確実に 伝達されること。</td><td>鋼管接続時、目視確認</td></tr><tr><td rowspan="2">鋼管打設</td><td>鋼管杭偏心量</td><td>鋼管外径の 1/4 かつ 100mm 以内</td><td>完成時、全数測定</td></tr><tr><td>鋼管杭角度</td><td>± 1 度以内</td><td>完成時、全数測定</td></tr></table>	工種	項目	管理基準値及び規格値	測定基準	耐震補強工	鉄筋アンカー一定着長	－20mm 以内かつ －1D以内	全数測定 D：アンカーボルト径(mm)	鉄筋アンカー引張試験	D16：45.67KN 以上 D19：65.89KN 以上 D22：89.03KN 以上 D25：116.54KN 以上 D32：182.66KN 以上	各構造物毎、各径毎に3本を実施する。 D：アンカーボルト径 (mm)	基礎杭工	削孔工	削孔位置の偏心量	鋼管外径の 1/4 かつ 100mm 以内	据付時 全数測定	削孔角度	± 1 度以内	削孔開始時、削孔中に随時 全数測定	削孔深度	設計削孔長以上	削孔完了時、全数測定	土質	－	各削孔箇所、排土目視確認	鋼管接続	継手締付度	継ぎ手部分で応力が確実に 伝達されること。	鋼管接続時、目視確認	鋼管打設	鋼管杭偏心量	鋼管外径の 1/4 かつ 100mm 以内	完成時、全数測定	鋼管杭角度	± 1 度以内	完成時、全数測定	
工種	項目	管理基準値及び規格値	測定基準																																			
耐震補強工	鉄筋アンカー一定着長	－20mm 以内かつ －1D以内	全数測定 D：アンカーボルト径(mm)																																			
	鉄筋アンカー引張試験	D16：45.67KN 以上 D19：65.89KN 以上 D22：89.03KN 以上 D25：116.54KN 以上 D32：182.66KN 以上	各構造物毎、各径毎に3本を実施する。 D：アンカーボルト径 (mm)																																			
基礎杭工	削孔工	削孔位置の偏心量	鋼管外径の 1/4 かつ 100mm 以内	据付時 全数測定																																		
		削孔角度	± 1 度以内	削孔開始時、削孔中に随時 全数測定																																		
		削孔深度	設計削孔長以上	削孔完了時、全数測定																																		
		土質	－	各削孔箇所、排土目視確認																																		
	鋼管接続	継手締付度	継ぎ手部分で応力が確実に 伝達されること。	鋼管接続時、目視確認																																		
	鋼管打設	鋼管杭偏心量	鋼管外径の 1/4 かつ 100mm 以内	完成時、全数測定																																		
		鋼管杭角度	± 1 度以内	完成時、全数測定																																		

項 目	内 容				備考																					
3. 構造物品質確認検査 (1) コンクリート巻立て工	グラウト注入工	鋼管杭天端高	±50mm	完成時、全数測定																						
		注入圧力	0.2～1.0Mpa 以内	注入時の記録、目視確認																						
		注入量	設計値以上	注入完了時、全数測定																						
	断面修復工	長さ	基準値：+5mm、-0mm 規格値：-0mm	各補修箇所																						
		幅	基準値：+5mm、-0mm 規格値：-0mm	各補修箇所																						
		厚さ	基準値：+5mm、-0mm 規格値：-0mm	各補修箇所とし、1箇所につき4点 但し、小規模補修（概ね1㎡未満）は1点測定																						
		外観	施工面に浮き、ひび割れ、硬化不良がなく、平滑に仕上がっていること。	各補修箇所、目視確認																						
		面積	基準値：- 規格値： 施工面積≧設計面積	各施工面積について、展開図又はその他の方法により測定（求積）																						
	②撮影記録による出来形管理																									
	<table><tr><th colspan="2">工 種</th><th>撮影基準</th><th>撮影箇所</th></tr><tr><td colspan="2" rowspan="2">耐震補強工</td><td>構造物毎、径毎に1箇所撮影する。</td><td>鉄筋アンカー定着長</td></tr><tr><td>構造物毎、径毎に1箇所撮影する。</td><td>鉄筋アンカー引張試験</td></tr><tr><td rowspan="3">基礎杭工</td><td>削孔工</td><td>構造物毎、径毎に1箇所撮影する。</td><td>施工状況、位置、角度、天端高を撮影する。</td></tr><tr><td>鋼管接続</td><td>鋼管接続箇所毎に1箇所撮影する。</td><td>継手締付状況が判別できるよう撮影する。</td></tr><tr><td>グラウト注入工</td><td>構造物毎、径毎に1箇所撮影する。</td><td>注入状況、使用機械、注入圧力、注入量が判別できるように撮影する。</td></tr></table>					工 種		撮影基準	撮影箇所	耐震補強工		構造物毎、径毎に1箇所撮影する。	鉄筋アンカー定着長	構造物毎、径毎に1箇所撮影する。	鉄筋アンカー引張試験	基礎杭工	削孔工	構造物毎、径毎に1箇所撮影する。	施工状況、位置、角度、天端高を撮影する。	鋼管接続	鋼管接続箇所毎に1箇所撮影する。	継手締付状況が判別できるよう撮影する。	グラウト注入工	構造物毎、径毎に1箇所撮影する。	注入状況、使用機械、注入圧力、注入量が判別できるように撮影する。	
	工 種		撮影基準	撮影箇所																						
	耐震補強工		構造物毎、径毎に1箇所撮影する。	鉄筋アンカー定着長																						
			構造物毎、径毎に1箇所撮影する。	鉄筋アンカー引張試験																						
	基礎杭工	削孔工	構造物毎、径毎に1箇所撮影する。	施工状況、位置、角度、天端高を撮影する。																						
		鋼管接続	鋼管接続箇所毎に1箇所撮影する。	継手締付状況が判別できるよう撮影する。																						
		グラウト注入工	構造物毎、径毎に1箇所撮影する。	注入状況、使用機械、注入圧力、注入量が判別できるように撮影する。																						
	アンカーボルト定着長について、測定管理記録の他に定着長（埋込み長）が確認出来る写真を監督職員に提出するものとする。																									
	引張試験結果は、試験箇所毎の結果を確認出来る写真を監督職員に提出するものとする。																									
③品質管理																										
<table><tr><th>工 種</th><th>項 目</th><th>基準値</th><th>試験方法</th><th>頻 度</th></tr><tr><td rowspan="2">基礎杭（グラウト）</td><td>圧縮強度</td><td>設計基準強度以上</td><td>圧縮強度試験</td><td>1回/日（10m3/日以上の場合は2回/日）</td></tr><tr><td>練混比重</td><td>設計比重±4％以内</td><td>比重計</td><td>1回/日（10m3/日以上の場合は2回/日）</td></tr><tr><td>断面修復</td><td>圧縮強度</td><td>σ28=21.0N/mm2 以上</td><td>JSCE-K561</td><td>試験体の作製：断面修復施工施工中の材料練り混ぜ中のものから採取 試験頻度：1回（本工事）</td></tr></table>					工 種	項 目	基準値	試験方法	頻 度	基礎杭（グラウト）	圧縮強度	設計基準強度以上	圧縮強度試験	1回/日（10m3/日以上の場合は2回/日）	練混比重	設計比重±4％以内	比重計	1回/日（10m3/日以上の場合は2回/日）	断面修復	圧縮強度	σ28=21.0N/mm2 以上	JSCE-K561	試験体の作製：断面修復施工施工中の材料練り混ぜ中のものから採取 試験頻度：1回（本工事）			
工 種	項 目	基準値	試験方法	頻 度																						
基礎杭（グラウト）	圧縮強度	設計基準強度以上	圧縮強度試験	1回/日（10m3/日以上の場合は2回/日）																						
	練混比重	設計比重±4％以内	比重計	1回/日（10m3/日以上の場合は2回/日）																						
断面修復	圧縮強度	σ28=21.0N/mm2 以上	JSCE-K561	試験体の作製：断面修復施工施工中の材料練り混ぜ中のものから採取 試験頻度：1回（本工事）																						
本工事で施工する水路橋コンクリート巻立て工については、土木構造物の品質を確保するため、テストハンマーによる強度推定調査及び、ひび割れ発生状況調査を行わなければならない。																										

項 目	内 容	備考								
	1) 強度推定調査の方法は、次によるものとする。 ①調査頻度は、下表位置で調査を実施するものとする。なお、受注者は事前に調査計画を作成し監督職員の承諾を得なければならない。 <table><tr><th>構造物</th><th>調査位置</th><th>箇所数</th><th>備考</th></tr><tr><td>水路橋下部工</td><td>橋脚部</td><td>各 1 箇所</td><td>各構造物毎に実施</td></tr></table> ②調査の結果、所定の強度が得られない場合には、その箇所周辺において再調査を 5 箇所実施しなければならない。 ③測定方法は「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法（JSCE-G504）」により実施するものとする。 ④測定結果によっては、コアを採取し、圧縮強度試験を行うこともある。 ⑤実施時期、位置など詳細については、監督職員と打合せを行うものとする。なお、調査票については別途指示するものとする。 2) ひび割れ発生状況調査は、次により実施しなければならない。 ①構造物完成後、0.2mm 以上のひび割れ幅について、別途指示する調査票により展開図を作成し、展開図に対応する写真についても添付しなければならない。なお、調査の結果、有害と思われるひび割れについては、その原因を追及するとともに、対処方法について監督職員と協議するものとする。 ②調査票の記入方法等の詳細については、監督職員の指示によるものとする。なお、調査票は工事完成時まで提出しなければならない。	構造物	調査位置	箇所数	備考	水路橋下部工	橋脚部	各 1 箇所	各構造物毎に実施	
構造物	調査位置	箇所数	備考							
水路橋下部工	橋脚部	各 1 箇所	各構造物毎に実施							
第 12 章 条件変更の補足	本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 1) 土質、地質 2) 転石の出現 3) 湧水の出現 4) 予想し得なかった騒音規制、交通規制 5) 第三者による事業の妨害等の発生 6) 地下埋設物(埋蔵文化財を含む)の出現 7) 関係機関との協議 8) その他監督職員が認めた事項									
第 13 章 公共事業関係調査に関する協力	本工事が発注者の実施する公共事業関係の各種調査の対象となった場合、受注者はその実施に対し必要な協力を行わなければならない。									
第 14 章 その他										
1. 電子納品	工事完成図書を共通仕様書第 1 編 1-1-37 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 1) 工事完成図書の電子媒体(CD-R、DVD-R 又は BD-R) 正副 2 部 2) 工事完成図書の出力 1 部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）									
2. 建設副産物情報交換システムの利用	本工事は、建設副産物情報交換システム(以下「システム」という。)の登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。 なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。									
3. 週休 2 日による施工	1) 本工事は、週休 2 日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休 2 日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休 2 日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。									

項 目	内 容	備考																	
	2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。 なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。 ①対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 ②現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 ③降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。 ①受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ②受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 ③監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ④監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 ⑤報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。 ①補正係数 <table><tr><th></th><th>4週8休以上 [現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上]</th></tr><tr><td>労務費</td><td>1.02</td></tr><tr><td>機械経費（賃料）</td><td>1.02</td></tr><tr><td>共通仮設費（率分）</td><td>1.02</td></tr><tr><td>現場管理費（率分）</td><td>1.05</td></tr></table> ②補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。 また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「近畿農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。 6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式による積算に当たっては、4週8休以上の達成を前提として以下のとおり補正しているが、4週8休に満たない場合は、補正係数による補正を行わずに減額変更する。 <table><tr><th rowspan="2">名称</th><th rowspan="2">区分</th><th>補正係数</th></tr><tr><th>4週8休以上</th></tr><tr><td>鉄筋工（太径鉄筋を含む）</td><td></td><td>1.02</td></tr></table>		4週8休以上 [現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上]	労務費	1.02	機械経費（賃料）	1.02	共通仮設費（率分）	1.02	現場管理費（率分）	1.05	名称	区分	補正係数	4週8休以上	鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.02	
	4週8休以上 [現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上]																		
労務費	1.02																		
機械経費（賃料）	1.02																		
共通仮設費（率分）	1.02																		
現場管理費（率分）	1.05																		
名称	区分	補正係数																	
		4週8休以上																	
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.02																	

項 目	内 容	備考
第15章 定めなき事項	この特別仕様書に定めなき事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	